## インベナジー・ジャパン合同会社 「(仮称)留寿都風力発電事業環境影響評価準備書」 に係る審査書

電気事業法46条の11の規定に基づき、平成30年8月10日付けでインベナジー・ジャパン合同会社より届出された「(仮称)留寿都風力発電事業環境影響評価準備書」の審査書(発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1.(3)⑤)は以下のとおり。

## 1. 環境審査

- (1) 準備書についての意見の概要及び事業者の見解 \* 平成30年11月5日
- (2) 北海道知事意見 \* 平成 31 年 2 月 26 日
- (3) 環境大臣意見 \* 平成31年3月4日
- (4) 環境審査顧問会風力部会(第2回)
  - \*平成31年4月12日

## ①補足説明資料

②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

顧問の指摘	事業者の対応方針
・イヌワシについて飛翔は確認されている	・事後調査として、イヌワシの飛翔状況の
ので、事後調査でフォローアップすること。	確認を実施致します。
<ul><li>死骸のスカベンジャーの持ち去りについて、</li></ul>	・事後調査の内容について再検討し、そ
小さい死骸は持ち去られる可能性が高い。	の検討結果を評価書において記載いた
自動撮影調査を行なうことで、持ち去られ率 等の検証を検討すること。	します。
│・騒音の予測結果について将来予測値が 62	・評価書において、改めて道路交通騒音
~63 dB で予測超過している。8~9dB の上	を予測した結果、基準を満足できない場
昇は、影響が大きいと考えられる。環境保	合は、評価の内容を見直します。なお、
全措置のところには、地元への周知及び苦	環境保全措置について、対策内容を追
情が起きた際の対策等を検討すること。	記致します。
・自然植生が高いエリアは、その地域の植生	・植生自然度の高い群落について、評価
を形作っているものなので、その改変による	書において、重要群落として追記し、改
影響について予測及び評価すること。	変による影響の有無について記載致し
	ます。

(1)~(4)の資料については、下記 URL を参照。

## 2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、北海道知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。